

松下幸之助・透徹の思想（二）

— P H P 理念の誕生とその時代

青野豊作

I “七つの凍結・制限令”と松下幸之助

●吹き荒れたG H Q 猛台風

『敗戦国日本』がG H Q（連合国最高司令官総司令部＝マッカーサー総司令部）の、初期、占領下にあった時期。昭和二十（一九四五）年八月十五日の敗戦の日から、二十五年一月二十一日の「財閥商号使用禁止令公布」に至る時期は悲惨をきわめた。

G H Q が「日本民主化」の旗印の下で、日本の国情と国民感情を無視した、理不尽そのものの諸政策を断行。その都度、日本国民はキリキリ舞いさせられたのみか、文字通り、塗炭^{とたな}の苦しみを味わわれたのである。

なかでも、度重なるG H Q 猛台風に直撃された経済界の惨状には目を覆うものがあつ

た。G H Q の指令によって三井物産が二百二十三社に、三菱商事が百三十九社に解体・分割されたのはじめ、財閥商号使用禁止令で長い歴史と実績を誇る社名の変更を余儀なくされた企業が数多く出た。そればかりではない。G H Q 猛台風^なに薙ぎ倒されて、会社消滅へと追い込まれた企業も多かった。

当時、G H Q との折衝に従事した経済人の一人、高杉晋一（のちに三菱電機社長）は次のように回想している（『財界回想録・下』日本工業倶楽部、一九六七年刊より抜粋。括弧内＝引用者）。

「戦後、G H Q によって財閥解体、過度経済力集中排除法、公職追放令などが行なわれたが、これらは刑罰的な意味と同時に、有力な経営者を追放して人的に日本企業を弱体化す

るのが一つの目的であつたようである。しかし、彼ら（G H Q）は、これを経営の民主化と言っていた。

彼らは、常に民主化、すなわち政治の民主化、経済の民主化、教育の民主化といった具合に、民主化の旗印の下に諸政策を断行した。実にいい具合の旗印があつたものである」

若干の補足をしておきたい。

右の高杉晋一の回想談は、実は、有無を言わせない強引そのもののやり方で民主化政策を押し進めたG H Q の高官らの中に、政策をタネに強請^{ゆすり}りまがいのことをして私腹を肥やした連中が少なからずいたこと（後述）を言外で非難している。他の経済人らの回想談の中にも同じ主旨の発言が数多くみられる。いずれも戦勝国という立場にモノを言わせての

理不尽そのものの、民主化政策に苦しめられ泣かされた人たちが数多くいたことをいまに伝えている。

松下幸之助と松下電器（とグループ企業）もまた例外ではなかった。

松下幸之助と松下電器もまた、前回みたように「七つの凍結・制限令」によって自由な企業活動を封じられている。結果、五年の間、経営再建もままならないばかりか、経営破綻寸前の経営を続けることになったのであった。

まず、七つの凍結・制限令そのものの中身を再確認しておこう。

●不可解なる「財閥家族指定」

それは次の七つからなっている（別掲表「連合国総司令部（GHQ）の初期占領政策と松下電器」参照）。

・昭和二十一年三月十六日。松下電器、制限会社の指定を受く。

※注「会社の解散の制限等に関する勅令」（制限会社令——昭和二十年十一月二十四日公布）

は、勅令（天皇の名による法律公布）の形をとっているものの、むしろGHQ指令にも

とづいてのもの。これによって資本金五百万円以上の企業は、会社財産の処分、配当、解散等を禁じられたが、これは日本の主要企業の解体・弱体化を目論んでいたGHQ内の強硬派（ニュー・ディール左派）がまず、主要企業のすべてを現状にクギ付けにしておいてから、ゆつくりと料理しようと考えてのものであった。GHQは財閥解体、大企業の集中力排除の第一ステップと位置づけていた。

・同年六月三日。松下幸之助、「財閥家族の指定」を受く（後述）。

・同年七月——。松下電器の八工場が賠償工場の指定を受く。

・同年八月十一日。松下電器、戦時補償打ち切りと特別経理会社の指定を受く。

・同年十一月二十一日。松下幸之助以下、松下電器の常務以上の役員が公職追放の指定（G項—a）を受く。

・同年十二月七日。松下電器、持株会社の

指定を受く（次頁表「持株会社指定」参照）。

・昭和二十三年二月八日。松下電器、過度経済力集中排除法の指定を受く。

いずれも形の上では日本政府の告示という法的手続きをとっていたものの、その実、GHQが実行を指令したもの。それで、これらの「七つの凍結・制限令」の中に、それから六十余年経った現在でも不可解きまるものも含まれていた。

昭和二十一年六月三日の、松下幸之助に対する「財閥家族指定」がそれである。

財閥（ファミリー・コンツェルン）の解体は、GHQが初期占領政策の最重要施策としていたもの。昭和二十年九月六日にトルーマン米大統領が承認・決定した「降伏後二於ケル米國ノ初期対日方針」の中でも最重要政策の一つとして打ち出されていた。さらに、この方針にもとづいて昭和二十年十月二十二日の時点で、GHQが改めて「十五財閥」の解体指令（GHQ覚書）を発してもいた。

これは初期対日方針ですでに解体対象としていた四大財閥企業——三井本社、三菱本

持株会社指定（第1次～第5次指定＝計83社）

第1次指定 —— 昭和21年9月6日 —— 5社	
・指定区分 ——	四大財閥と軍需産業の性格濃厚な第一級の財閥本社。
・解体措置 ——	解体整理さるべき会社・5社。 1)三井本社、2)三菱本社、3)住友本社、4)安田保善社、 5)富士産業 —— 注・旧中島飛行機。
第2次指定 —— 昭和21年12月7日 —— 40社	
・指定区分 ——	第1次指定に準ずる営業部分を有する持株会社の性格の財閥本社。
・解体措置 (I) ——	解体整理さるべき会社・7社。 1)川崎重工業、2)日産本社、3)浅野本社、4)古河鉱業、5)渋沢同族、 6)大倉鉱業、7)野村合名。
・解体措置 (II) ——	持株会社の性格を排除さるべき会社・33社。 1)理研工業、2)日本曹達、3)日本窒素肥料、4)日立製作所、5)日電興業、6)王子製紙、 7)東京芝浦電気、8)沖電気、9)沖電気証券、10)日本無線、11)松下電器産業、 12)日本製鉄、13)昭和電工、14)日産化学工業、15)帝国鉱業開発、16)日本郵船、 17)大阪商船、18)山下汽船、19)東洋紡績、20)大建産業、21)鐘淵紡績、 22)大日本紡績、23)片倉工業、24)郡是工業、25)内外綿、26)富士瓦斯紡績、 27)敷島紡績、28)帝国人造絹糸、29)日清紡績、30)倉敷紡績、31)日本毛織、 32)大和紡績、33)神戸製鋼所。
第3次指定 —— 昭和21年12月28日 —— 20社	
・指定区分 ——	第2次に指定の持株会社の従属有力会社。
・解体措置 (I) ——	持株会社の性格を排除さるべき会社・18社。 1)三井鉱山、2)北海道炭鉱汽船、3)三井化学工業、4)三井物産、5)三井船舶、 6)三菱重工業、7)三菱鉱業、8)三菱電機、9)三菱化成工業、10)三菱商事、 11)扶桑金属工業、12)日本電気、13)日新化学工業、14)住友電気工業、15)井華鉱業、 16)日本鉱業、17)日本鋼管、18)古河電気工業。
	〈注〉上記のうち、三井物産と三菱商事の2社は、翌昭和22年7月3日、GHQによって即時、かつ徹底的な解体を指令され、三井物産は223社、三菱商事は139社に細分化された。
・解体措置 (II) ——	経済民主化の観点から解体を必要とする会社・2社。 1)内外通商、2)浅野物産。
第4次指定 —— 昭和22年3月15日 —— 2社	
・指定区分 ——	電気通信施設工業に関し、独占的地位を占める会社。
・解体措置 ——	企業の口座管理を必要とするため解体整理さるべき会社・2社。 1)国際電気通信、2)日本電信電話工事。
第5次指定 —— 昭和22年9月26日 —— 16社	
・指定区分 ——	中小ないし地方的財閥本社。
・解体措置 ——	解体整理さるべき会社・16社。 1)大原合資(注・代表＝大原総一郎。以下・同)、2)片倉組(片倉兼太郎)、 3)若狭興業(森暁)、4)豊田産業(豊田利三郎)、5)林兼商店(中部幾次郎)、 6)鈴木三栄(四代・鈴木三郎助)、7)山下株式(山下太郎)、8)寺田合名(寺田甚吉)、 9)石原合名(石原広一郎)、10)岡崎本店(岡崎忠雄)、 11)大和殖産(八代・武田長兵衛)、12)辰馬本家商店(辰馬吉男)、 13)服部合資(服部玄三)、14)定徳会(川崎八右衛門)、15)関東興業(小倉房蔵)、 16)共同興業(二代・浅野総一郎)。

〈注〉上記の表の作成に際しては、次の資料を参考にした。

- 『安田保善社とその関係事業史』(1974年6月、「安田保善社とその関係事業史」編修委員会刊)
- 日本経済史研究会編『近代日本人物経済史・下』(1955年8月、東洋経済新報社刊)
- 東京大学社会科学研究所編『戦後改革 —— 7 経済改革』(1974年5月、東京大学出版会刊)

社、住友本社、安田保善社のほかに、次の十一社を追加指定したものであった。

川崎重工業、日産本社、浅野本社、富士産業(旧・中島飛行機)、渋沢同族、日本窒素肥料、古河鋳業、大倉鋳業、野村合名、理研工業、日本曹達の十一社である。

つまり、この時点——昭和二十年十年二十二日の時点では、松下幸之助と松下電器は財閥企業の指定外とされていたのである。ところが、それから半年余にして状況が一変。昭和二十一年六月三日にGHQが再度発した覚書——「十四、財閥家族指定」で突如、松下幸之助が追加指定されているのである。

これはいま振り返ってみても、不可解そのものでしかない。

●財閥家族指定をめぐる謎

改めて昭和二十一年六月三日に、GHQが再度発した覚書によって「財閥家族」に指定された家名と人数をみよう。

この時の指定は、前年十月のものと異なり、財閥企業ではなく、家族名(一族・ファミリー名)をもってなされている。これはGHQ

指令にもとづいて、当時、財閥解体問題を所管していた大蔵省が理財局長名で告示するという形で行なわれていて、次の内容となっていた(九頁表「連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器(その2)」参照)。

三井——十一名。岩崎(三菱財閥)——十一名。住友——四名。安田——十名。中島——五名。野村——四名。浅野——四名。大倉——四名。古河——二名。鮎川(日産コンツェルン)——一名の、計五十六名と、川崎、渋沢、大河内(理研コンツェルン)の計六名と松下幸之助。

うち、この時に新しく追加指定となったのは、ひとり松下幸之助のみであった。他方、前回、十五財閥企業にリストアップされていた日本窒素肥料(日窒コンツェルン——野口ファミリー)と、日本曹達(日曹コンツェルン——中野ファミリー)は除外されていた。

※日本窒素肥料(日窒コンツェルン) 野口遵(明治六年・一八七三年—昭和十九年・一九四四年)が創業。戦前・戦中に朝鮮と南方などで広く事業を展開し、一大コンツェルンを形成した。戦後、新日本窒素肥料(のちのチッソ株)として再出発。

※日本曹達(日曹コンツェルン) 中野友礼(明治二十年・一八八七年—昭和四十年・一九六五年)の創業で、発酵アルコールの製造からスタート。戦時中に事業を拡大し、肥料、石油化学事業を中核とした一大コンツェルンへと発展した。

確認しておこう。

松下幸之助は、日本窒素肥料(野口ファミリー)と日本曹達(中野ファミリー)の二社が財閥企業リストからはずれたあとを埋める形で財閥家族に追加指定されているのである。これはコトの重大さ、深刻さと照し合わせると、文字通り身の浮沈にかかわる、ゆゆしきものであった。

なぜなら、GHQが再度、財閥家族を指定する直前の、昭和二十一年五月中旬の時点で財閥家族を「戦争犯罪人」もしくは「最高ノ戦争協力者」と見なして厳しく監視する旨の通達を改めて発していたからである。

この間の事情については、安田財閥史『安田保善社とその関係事業史』同編修委員会、一九七四年刊)が詳しく伝えている。

それによると、昭和二十一年五月十五日に、安田保善社渉外室のスタッフが三井、三菱、住友の三社の担当者らとともに大蔵省に呼び出されていて、その時にGHQの意向（注・それは当時、財閥解体問題を所管していた大蔵省に対するGHQの嚴重注意と警告という形で発せられている）を知らされているのだが、その内容が問題なのである。

● GHQ、締め付けを強化

うち、最も注目を要する個所を抜き出してみよう。『安田保善社とその関係事業史』は、次のように伝えている。

※注 以下の記録文は、昭和二十一年五月十五日に安田保善社渉外室が大蔵省を通じて知らされたGHQの意向を即日、安田各家に報告した時のもの。重要文書として保存されてきた（以下、引用に際しての句読点・傍点・ルビおよび括弧内は引用者）。

「一、生活予算二関スル「マ司令部」（マッカーサー総司令部＝GHQ）ノ意嚮（意図）ニ付テ

従来、財閥四社（三井、三菱―岩崎、住友、安田）各家ノ予・決算二関シテハ、大蔵省ノ査定ニ一任セラレ、随時、司令部の検査ヲ受クルコトアル可シトナリ居リタル処、今般、司令部ヨリ（昭和二十一年）三月迄ノ決算報告二関シ、相当、露骨、且、辛辣ナル警告ヲ大蔵省ニ対シテナセリ。

即チ、財閥一族ハ戦争犯罪人、或ハ最高ノ戦争協力者トシテ思考スルモ、現在迄ノ所、巢鴨（注・戦争犯罪者の収容所。当時、東条英機ら三十九名が戦争犯罪人として拘置されていた）ニ収容スルコトヲセズ、其ノ日常生活ヲ注視セリ。

然ル処、各家各人ハ相当程度ノ謹慎生活ヲナスベキニ不拘、従来ト何等変化ナキ日常生活ヲ享受セルハ大蔵省ノ粗漏ナル査定ノ結果ニシテ、各人ノ生活様式亦不当ナリシトシ、今后（今後）三カ月予算ニ付テハ、マ司令部ニ於テ直接査定スベク、各家ヨリノ提出書類ノ無審査、即時提出ヲ命ゼラレタリ（以下、略）」

※注 三井、三菱（岩崎）、住友、安田の四大

財閥の家族（ファミリー）は、昭和二十年八月十五日の敗戦の日の直後から、「準戦争犯罪人」として、GHQの嚴重監視下に置かれ、各家の生計費も厳しく制限された。生計費は「賤民以下」とされ、三ヵ月ごとに事前に大蔵省を通じてGHQに予算を提出し、許可を得ることとされていた。

右の記述のうち、とくに注目を要するのは次の三点である。

まず一つは、GHQが財閥家族を「戦争犯罪人」あるいは、「最高ノ戦争協力者」と見なしていること。それも本来なら戦争犯罪人として巢鴨に拘置すべきところを現在まで格別の温情をもつて見逃してきたのだとしている。つまり、今後もGHQの意向に逆らうのなら戦犯として巢鴨に拘置するぞ、と脅しているのである。

二つに、大蔵省の監視が甘いから財閥家族が謹慎生活をせず、従来と変らぬ生活をしているときめつていっていること。これは財閥家族がGHQが許可基準とした「賤民以下」の生計費では生活できず、秘かに家財を売却して

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

（その１：昭和20年８月～昭和20年11月）

	主要事項と初期占領政策	松下電器——主要事項
昭和二十年（一九四五年）	8月15日 正午、戦争終結の「詔書」を放送。日本政府、ポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏。 〃 〃 鈴木貫太郎内閣総辞職。 8月17日 東久邇宮稔彦内閣発足。 8月28日 連合国軍先遣隊、厚木飛行場に到着。以降、日本各地に連合国軍進駐。 8月30日 連合国最高司令官（SCAP）、ダグラス・マッカーサー、厚木に到着。	8月16日 社主・松下幸之助、緊急幹部会で、日本精神をもって難局に対処することを強調。 ※松下幸之助、50歳。 8月20日 社主・松下幸之助、民生生産への転換方針を明示。 8月21日 社主指令「松下電器全従業員ニ告グ」配布。 8月23日 社主指令「緊急事態ニ処スル経営方針（要旨）」配布。
	9月2日 日本政府、降伏文書に調印。 〃 〃 GHQ、軍需生産の全面停止を指令（指令第1号82項）。 9月6日 米大統領、「降伏後ニ於ケル米国ノ初期対日方針」を承認（決定）。直ちにマッカーサーに実行を指令。 9月11日 GHQ、東条英樹ら39人の戦争犯罪人の逮捕を指令。 9月25日 GHQ、製造工業の運営に関する覚書（民生生産の一部を許可）。	9月2日 松下電器、GHQの生産中止指令を受く。 9月下旬 松下電器の民生生産への転換認可。電池、電球、電熱器、ラジオの生産再開。
	10月5日 東久邇宮内閣総辞職。 10月9日 幣原喜重郎内閣発足。 10月11日 マッカーサー、新任挨拶の幣原首相に対し、口頭で「五大改革」の断行を要求。 ※五大改革＝1）婦人解放——婦人参政権、2）労働組合の結成奨励、3）学校教育の民主化、4）秘密審問司法制度の撤廃、5）経済機構の民主化。 10月22日 GHQ覚書——十五財閥指定（財閥解体への第一弾）。 ※四大財閥（三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社）を含む十五財閥企業に対し、事業内容と資産内容の報告書の提出を指令。 ※十一大財閥企業（川崎重工業、日産本社、浅野本社、富士産業＝旧中島飛行機、渋沢同族、日本窒素肥料、古河鉱業、大倉鉱業、野村合名、理研工業、日本曹達）。	10月—— 松下電器、全製造所が生産体制を整える。販売面でも東京、名古屋、福岡に出張所を再開、生産販売は一応軌道に乗る。 ※10月時点での生産品目。 ・ラジオ、同部品、ラジオ用キャビネット、乾電池、蓄電池、電極、探見電灯、ベビーライト。 ・モートル、トランス、扇風機、フォノモーター、パン焼器、ロースター。 ・アイロン、電気コンロ、ストーブ、電球、豆球。 ※左（10月22日）の時点では、松下電器は十五財閥企業の中に含まれていない。 <メモ> ※10月15日 合名会社・安田保善社理事会、保善社解散を決定。 ※10月22日 三井同族会議、三井財閥解体を決定。 ※11月1日 ㈱三菱本社株主総会、岩崎両家当主及び財閥首脳の総退陣を決定。 ※11月7日 ㈱住友本社、解散の方針を発表。
	11月6日 GHQ、持株会社の解体に関する覚書。 ※持株会社整理委員会の設立、独占的組織解体計画の設定ほかを指令。 11月24日 「会社の解散の制限等に関する勅令」（制限会社令の公布）。 ※資本金500万円以上の会社の譲渡・解散の制限他。 ※制限会社は、一次～八次にわたって指定され、第八次指定（昭和23年6月）で累計83持株会社、約4,500子会社となった。	11月3日 社主・松下幸之助、臨時経営方針発表会で松下電器の進むべき道を明示。

生計費に充てていたことを咎め立てたものであった。そして三つに、ゆえに今後、GHQが財閥家族の生計費をも直接チェックし、わずかの予算外支出をも認めぬ、としている。

いずれも、GHQが昭和二十一年五月中旬の時点で、財閥家族への締め付けを一段と強化したことを示していた。それまで若干なりともみられた理解と温情が一掃されているのである。

松下幸之助が「財閥家族」として突如、追加指定されたのは、まさにそうした時点でのことであつたのである。

●新たな問題点と疑惑点

これは松下幸之助もまた「戦争犯罪人」もしくは「最高ノ戦争協力者」としてリストアップされたことを意味していた。当然のこと、松下幸之助もまたGHQの監視下に置かれ、生計費までを厳しく制限されることとなつた。それで次なる問題——疑問が出てくる。

ほかでもない。

なぜ、この時点で松下幸之助が突如、財閥家族に追加指定されたのか、である。

GHQは当時、指定した理由を一切明らかにしていない。そればかりか、松下幸之助を含む合計六十三名の、財閥家族の指定基準等についても一切明らかにしないまま、一方的に、それも有無を言わさぬというやり方でGHQ覚書（GHQ指令）を発して、当時、財閥問題を所管していた大蔵省に即日、告示するよう命じているのである。

これまた、戦勝国という立場を嵩（かさ）にきての、強引そのもののやり方ではなかった。

反面、それゆえにこの時の「十四財閥家族指定」は、疑惑の目でみられることになった。

この時点で日本窒素肥料（野口ファミリ）と日本曹達（中野ファミリ）の二社が除外されたこと、また松下幸之助が追加指定されているのに、他の「地方財閥」が含まれていないことのウラに何か特別の事情、つまり、これまた、かねてから噂されているGHQの一部の高官らと一部の日本側の経済人らとの間に不明朗な金銭のやり取りがあつてのものではないかとする噂が流布されている。そこで今回、小稿を執筆するにあたって改めて各種の史料をもとに当時の状況を可能なかぎり

調べ直してみた。

結果、いくつかの事実が浮き彫りとなった。次に改めてみていくことにしよう。

- ※注1 GHQが財閥家族の指定基準を明らかにしないままに「十四財閥家族」の指定を行なったことはのちに問題となった。それで財閥家族に関する管理が大蔵省から持株会社整理委員会（昭和二十一年八月八日に発足¹）後述へ移管された時点で、改めて指定基準（後述）が定められて再審査された。結果、翌二十二年三月十三日に、指定された十四財閥・六十三名（第一次指定）のうち、川崎、渋沢、大河内、松下の四家・七名が指定から除外された。但し、四家・七名はGHQへの配慮から二十三年十一月まで引き続き大蔵省の管理下に置かれた（次頁表「連合国総司令部（GHQ）の初期占領政策と松下電器（その2）」参照）。
- ※注2 右の再審査は、次の七項からなる指定基準のもとに行なわれた。
- (1) 財閥家族姓を名乗る尊卑族三親等およびその家族（但し姻族を含まず）。
 - (2) 年齢性別を問わず。

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

(その2：昭和20年12月～昭和21年6月)

(昭和二十五年)	12月8日 GHQ、制限会社の規制に関する覚書(制限事項を大幅に拡張)。 12月22日 労働組合法公布。	12月 社員・工員の区別を廃し、一律月給制となる。 12月 能率研究所開設。
昭和二十一年(一九四六年)	1月1日 天皇、神格化否定の詔書(天皇の“人間宣言”)。 1月4日 GHQ、軍国主義者の公職追放、及び超国家主義団体・27団体の解散を指令——公職追放令の第一弾。 1月7日 米政府派遣の日本財閥調査団来日(3月14日に報告書を米政府に提出)。 1月19日 GHQ覚書(財閥持株会社18社、及び十四財閥家族に関する資料提出を日本政府に指令)。 1月20日 GHQ覚書(賠償第一号優先施設として旧軍需工場約400をGHQの管理下に置く)。	1月15日 社主・松下幸之助、経営方針発表会で専門細分化の方針を強調。 1月30日 松下産業労働組合結成(昭和22年1月松下電器産業労働組合となる)。 社主・松下幸之助、結成式に出席を求め、祝辞を贈る。
	2月3日 マッカーサー、GHQ民政局に日本国憲法草案作成を指示。 2月10日 政府、経済危機緊急対策を発表。 2月17日 金融緊急措置令(新円切替え)——即日施行。	
	3月3日 物価統制令公布。 3月16日 制限会社令改正公布——指定会社の活動制限強化。 ※大蔵省、四大財閥を含む393社を制限会社に指定。	3月16日 松下電器は関係会社32社とともに制限会社に指定さる。 ※資本金の変更、利益の配当、剰余金の分配、動産・不動産・有価証券の売却、贈与ほか、権利の移転を生ずる行為に種々の制限を受けた(解除日=昭和25年10月12日)。
	4月10日 新選挙法による初の衆議院議員選挙——第22回衆議院議員総選挙(自由141、進歩94、社会93、協同14、共産5、諸派38、無所属81)。 4月20日 持株会社整理委員会令公布。(同委員会の設置=8月9日) 4月22日 幣原内閣総辞職(以降、5月22日の第一次吉田茂内閣発足まで空白)。	※社主・松下幸之助、昭和21年4月15日号の松下電器産業社内新聞で、「制限会社指定に際して」と題して所信発表。“公明正大であれ”他を力説し、社員の奮起を促す。
	5月3日 極東国際軍事裁判所開廷。 5月22日 第一次吉田茂内閣成立。 5月—— GHQ経済科学局トップ交替人事。ニュー・ディール左派が登板。以降、財閥解体政策激化へ。	5月25日 社主・松下幸之助、「新円経済と経営」についての社内公開討論会で当面の施策を発表。
	6月3日 GHQ「財閥家族指定」の覚書。同日、大蔵省が本指令に基づいて理財局長名をもって十四財閥家族63名を「指定家族」に指定——但し、本決定の昭和22年3月13日まで、仮指定扱いとされた。 6月12日 政府、公職適否審査委員会の設置を決定(7月1日、同委員会官制公布)。	6月3日 松下幸之助、財閥家族の指定を受く。 ※十四財閥の財閥家族指定——三井(11名)、岩崎(11名)、住友(4名)、安田(10名)、中島(5名)、野村(4名)、浅野(4名)、大倉(4名)、古河(2名)、鮎川(1名)の十家56名。 ※これに加え川崎、渋沢、松下、大河内の四家7名が指定された——仮指定。 ※川崎、渋沢、松下、大河内の四家は昭和22年3月13日の本指定で除外され、このあと23年11月まで大蔵省の管理下に。

(3) 所有有価証券、現金、預貯金合計百万円以上。

(4) 所有家屋五百坪(約一、六五〇平方メートル)、宅地二千坪(約六、六〇〇平方メートル)、農地山林五十町歩(約四九・五ヘクタール)以上。

(5) 当該会社発行総株数に対し、持株率一〇%以上の株式などの所有者。

(6) 企業支配力または発言力の程度。

(7) 過去の経歴。

※ 付記すると、右の七つの指定基準そのものがどのようにして定められたかは不明。今回の調査でも可能なかぎり史料にあたったものの、不明のままに終わった。

II 嵐の中での第一歩

● 穏健派から過激派へ

G H Qの初期占領政策、なかんずく経済民主化政策は苛酷そのもの。いささかの容赦もない形で押し進められた。しかし当初段階では、それでもまだ救いがあった。

G H Qの経済政策担当部局・経済科学局のトップ、R・C・クレーマー大佐が前回の小

稿(第1回・「P H P理念の芽ばえとその時代」)でふれたように、比較的穏健な姿勢をもって対処。四大財閥の解体問題でも、G H Q内の強硬派を抑え、日本側の自発的解体を求めるといふ姿勢に終始し、強権を振りかざすこともなかったからである。

野田岩次郎(当時、持株会社整理委員会の委員に内定。のちに同委員その他を経てホテルオークラ会長)は、まず、次のように回想している(以下、前掲『財界回想録・下』より抜粋。括弧内は引用者)。

「財閥解体、集中排除について、あれ程広範なものになるとは、マツカーサー(ダグラス・マツカーサーG H Q総司令官。前回の小稿参照)も考えていなかったと思う。勿論、経済民主化のため、財閥と大企業の解体は不可欠だという基本的ではあるが極めて大まかな覚書は出ていた。ただ、その実施は、基本的覚書に準拠して各係から出される数々のメモランダム(注・ここでは政策提案書の意)によってなされる。従って、基本的覚書に対する担当官の解釈如何でその範囲は大きくもなれ

ば小さくもなる。結局、実施面は担当官によって大いに左右されたのである」

そして、こう続けている。

「クレーマー大佐が解体を強力に押したのは、十財閥(注・三井、三菱、岩崎、住友、安田、中島、野村、浅野、大倉、古河、鮎川)のうち、三井、三菱、住友、安田の四つだけで、他の財閥は第二義的に考え、そうしたいものと思っていなかった節がある。

(また) 四大財閥に対しても、財閥自身が民主化の趣旨を理解して自発的に解体を行なうことにして(それぞれが自発的に作成した)整理案を出せと、穏便に要求したのであった。クレーマー大佐の下で、ヘンダーソン氏(注・マック・ヘンダーソンは初代・反トラスト・カルテル課長)が実務を担当していたが、彼もまたクレーマーの意向を汲んで、割合、寛大な気持ちで日本人と接触していた」

補足しておこう。

R・C・クレーマー大佐は、もともと実業

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

(その3：昭和21年7月～昭和22年3月)

昭和二十一年 (一九四六年)	7月26日 政府、第二次農地改革案を決定（10月21日、農地改革法案成立、公布）。	7月～ 松下電器の8工場が賠償工場の指定を受く（昭和27年1月までに逐次解除）。
	8月8日 政府、戦時補償打ち切りの根本方針を決定。 ※戦時補償打ち切りに伴う法的措置＝10月19日。	8月11日 松下電器、戦時補償の打ち切りと、特別経理会社の通告を受く。 ※8月以降、GHQ担当官ら、相次いで松下電器を視察。 ※8月—— 終戦後初のお盆を迎えて、各工場でお盆踊りの夕を開催。
	9月6日 持株会社整理委員会、三井本社・三菱本社・住友本社・安田保善社・富士産業（旧中島飛行機）を持株会社に指定（第一次指定。以後第五次まで83社を指定）。	
	10月8日 復興金融公庫法公布（昭和22年1月25日発足）。	10月2日 社主・松下幸之助、「新経営指導方針発表会」で新事態に処する道を力説。
	11月3日 日本国憲法公布。 11月8日 政府、GHQの指令に基づき公職追放の要項を発表——追放範囲を地方公職に拡大。 11月25日 会社の証券保有制限に関する件公布。 11月26日 GHQ、十大財閥家族の全資産を持株会社整理委員会に移管する覚書。	11月3日 松下幸之助、PHP研究所を設立。 ※松下幸之助は、このあと婦人団体、各役所、青年会などでPHP理念普及のための講演活動を開始。昭和21年暮れまでに40数回講演。 11月21日 松下幸之助、及び常務以上の役員が公職追放の指定（G項—a）を受く（昭和22年5月22日に解除）。
	12月27日 政府、石炭・鉄鋼を中心とする傾斜生産方式を閣議決定。	12月7日 松下電器、持株会社の指定を受く（第二次指定—40社）。 ※下記17社、松下電器と関係を絶ち、自主独立会社となる。 松下金属(株)、松下電工(株)、松下造船(株)、松下木材(株)、松下飛行機(株)、松下食品工業(株)、松下鉱業(株)ほか。
昭和二十二年 (一九四七年)	1月4日 公職追放令改正——追放範囲を3親等、言論界・地方公職に拡大。 1月18日 全官庁労組共闘委員会、スト（2月1日ゼネスト）突入宣言。 1月31日 マッカーサー、2・1ゼネスト中止命令。	1月10日 社主・松下幸之助、経営方針発表会でPHP運動についての全員の理解と協力を要望。 1月—— 「ナショナルショップ」発刊。 1月—— 松下幸之助ら、公職追放G項—aよりbに修正さる。 1月29日 松下幸之助、PHP理念をテーマに鳥養利三郎、湯川秀樹との鼎談（於：京都・精風園）。 ※松下幸之助は、前年に引き続き、PHP理念の普及のための講演活動を開始。昭和22年一年間で、200回余の講演を行なった。
	2月6日 経済復興会議結成。	2月—— 拘束8時間労働制実施。
	3月3日 公職資格訴願審査委員会官制公布。 3月11日 GHQ、米軍ドルの円換算率1ドル＝15円を50円に引上げ。 3月31日 教育基本法、学校教育法各公布（6・3・3制を規定）。	3月28日 松下幸之助、PHP講演懇談会（於：京都・東本願寺）。

家出身。百貨店、繊維分野で名経営者ぶりをうたわれた人物であった。彼は戦前、若くしてニューヨークの百貨店ギンベル・ブラザーズと、繊維品販売のチェーン・ストア、アソシエテッド・ドライグッツ社の、二社の再建を成し遂げているが、当時、米国駐在の日本商社マンらと親交を重ねていて、日本の経済界の事情にも通じていた。

そうした経歴もあつてのことだろう。クレマーは、敗戦直後にGHQの初代・経済科学局長として日本に赴任してからも、日本の企業と経済人らをことさらに敵対視することはなかった。

GHQ内の数少ない知日派、穏健派とされたゆえんだった。が、それが米本国で問題視されてのこととされている。R・C・クレマー大佐は昭和二十年十二月末に突然、解任されて帰国。代わってGHQの二代・経済科学局長として赴任してきたのが過激派のW・F・マーカット少将だった。

●過激派—ニュー・ディール左派の台頭

W・F・マーカット少将は、前回ふれたよ

うに新聞記者から職業軍人へと転身した人物で、性格は直情径行型。経済政策にうとく、政策遂行はもっぱら部下任せだった。そのマーカットを、彼と前後して米本国から赴任したバーカー代将、コーエン（文官）、ファイン（同）の三人の顧問（いずれも経歴、フルネーム不詳）後述）が支えている。

他方、この三人の顧問団の助言で、経済科学局の組織拡充がなされている。そしてこのあと昭和二十一年五月にかけて、米本国で失職していた過激派のニュー・ディール左派（前回の小稿参照）が採用され、相次いで日本に赴任しているが、同年五月下旬に赴任してきた人物こそが問題だった。

五月下旬のこと。初代・経済科学局長のR・C・クレマー大佐の意向を汲んで日本人にある程度の理解と温情をもって対処していた、マック・ヘンダーソン初代・反トラスト・カルテル課長が突然にフィリピンへの転属を命じられ、その後任にE・C・ウエルシュ（文官）が着任したのである。

E・C・ウエルシュは、やはり前回の小稿でみたようにニュー・ディール左派に属する

人物。峻烈そのもののやり方で財閥解体と大企業分割を断行し、日本の経済人らから「ミスター・ダイナマイト」あるいは「破壊派リーダー」として恐れられた人物である。ウエルシュは着任早々からミスター・ダイナマイトぶりを発揮している。

この間の事情もみておこう。当時、持株会社整理委員会の委員としてウエルシュとの折衝にあたっていた、前出の野田岩次郎は、まず、次のように回想している（前掲『財界回想録・下』）。

「いくら明敏な人間といえども、他国に行つてその国の複雑な事情を極めて短時間の間に、自ら法律その他の資料を集めてこれを消化するということは不可能である。それでは新米のウエルシュ氏が如何にして財閥解体、企業分割の具体案をこのようにすばやく立案し得たのか。

それは彼の下に有能な人がいたからだ。その主なものとして、ブッシュ、ランドール、ギレスの三氏を挙げなければならない。

（うち）かのブッシュはみるからに陰気な男

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

(その4：昭和22年4月～昭和23年1月)

昭和二十二年(一九四七年)	4月7日 労働基準法公布(労働民主化、9月1日施行)。 4月14日 独占禁止法公布(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律——7月20日施行)。 4月17日 地方自治法公布。	4月—— 月刊「PHP」誌創刊。
	5月3日 日本国憲法施行。 5月20日 吉田内閣総辞職。	5月10日 松下幸之助、PHP講演懇談会(於：京都・西本願寺)。 5月22日 松下幸之助ほか全重役とも公職追放に該当しないことが政府により確認される。
	6月1日 片山哲内閣発足(社会・民主・国協の3党連立内閣)。 6月10日 GHQ、8月15日からの民間貿易(制限付民間貿易)の再開を認可。	6月—— 社主の名称を社長と改める。
	7月1日 公正取引委員会発足。 7月3日 GHQ、商社会社の解体に関する覚書——三井物産(株)、三菱商事(株)の即時、かつ徹底的な解体を指令。 ※三井物産は223社に、三菱商事は139社に解体された。 7月4日 政府、経済実相報告書(第一次経済白書)を発表。 ※副題——「財政も企業も家計も赤字」	
	8月4日 最高裁判所発足。 8月12日 GHQ、財閥所有証券の一般への売出開始を発表。	
	9月16日 GHQ、中間賠償第一次分として17軍工廠の工作機械などに関し発表。 9月18日 持株会社整理委員会、地方財閥として大倉、片倉など16社を指定。	9月1日 松下幸之助社長、「臨時経営方針」を発表。「経営の向上と信用の保持に最善の努力を望む」と社員に要望。
	10月30日 関税・貿易に関する一般協定(GATT)調印。	
	11月14日 政府、電力危機突破対策要綱を決定。 11月19日 農業協同組合法、農業団体整理法各公布。 11月30日 職業安定法公布。	
	12月18日 過度経済力集中排除法(集排法)公布。昭和24年6月30日までの時限立法。 12月20日 臨時石炭鉱業管理法(炭鉱国家管理法)公布。昭和24年6月30日までの時限立法。	
	1月6日 ロイヤル米陸軍長官、「日本を全体主義(共産主義)に対する防壁にする」と演説。 ※対日占領政策の変化を示すものとして注目される。 1月7日 財閥同族支配力排除法公布。 1月31日 金融機関の再建整備計画提出完了(61行が9割減資。10月1日、各銀行新発足)。	

であったが、前歴は弁護士で占領初期から来日して、日本のあらゆる法律を讀破し、それに精通していた能吏である。一つの法律の改正には、他の各方面の法律がからんでくるが、あれだけの法令を出させて一連の法律改正を誤りなくやってのけたのは見事であると言わざるを得ない。これがウエルシュを援けていろいろ意見を述べていたから、ウエルシュ氏もまた彼の影響を多分に受けていたのは否めない」

そして、こう続けている（括弧内、傍点＝引用者）。

「さらに経済民主化の仕事は、（GHQ）民政局の方と密接な関係があり、その方からも経済科学局に対していろいろ提案をしていたから、ウエルシュ氏はこの人達からも相当の圧迫を受けており、時には、有難迷惑のこともあつたようだ。

その代表的人物は民政局のミス・ハードレー（ミス・エレノア・M・ハードレー）である。彼女は非常に頭がよく、やはりニュー・デイ

ール（左）派であり、完全な赤ではないとしても思想的には相当の左翼で、財閥指定の範囲を拡大するよう極力主張したのはこの人物であつた」

●ブラック・ボックス

ミス・エレノア・M・ハードレーは、やはり前回の小稿でふれたようにニュー・デイール左派の筆頭格。彼女のために分割させられた企業や公職追放になった企業人も多い。そのことは当時、彼女に散々な目にあわされた三井財閥の折衝スタッフの一人、江戸英雄（のちに三井不動産社長）が自伝『三井と歩んだ七〇年』（朝日文庫、一九九四年刊）に記しているほか、他の経済人からも指摘している。ただ、それゆえに半面で新たな疑問も出てくる。

ミス・ハードレーは、GHQの政治政策担当部局・民政局の一員であつたにすぎない。それなのに本来なら所管外の、経済科学局の政策遂行に大きな影響力を発揮しているのである。これは何ゆえのものか。今回、小稿を執筆するにあたって、この疑問点をも各

種の史料をもとに追究してみた。結果、ここでもいくつかの事実が浮上してきた。

まず一つは、当時の国際政治状況である。

当時、持株会社整理委員会（後述）の初代委員長としてGHQと折衝にあたつた笹山忠夫（のちにアラスカバルブ社長）は、次のように回想している（前掲『財界回想録・下』より抜粋。括弧内＝引用者）。

「財閥解体は、終戦直後の（昭和二十年）九月二十二日の米政府声明・対日方針から始まったが、あれほど厳しいものとは誰も予想できなかった。（私は持株会社整理委員会初代委員長として＝後述）図らずも渦中の人となるに及び、その深刻さに驚いたのである（略）。
実情にそぐわぬ要求もかなりあつた。注意を要するのは、終戦直後の占領政策は米国だけの考えでなく、米・英・ソ連・中国、四カ国の対日理事会（前回の小稿参照）で基本方針が決められたことである。財閥解体にしても一番厳しかったのはソ連であり、英国もかなりウルサかった。また司令部（GHQ）内でも当面の経済科学局よりも民政局の方が辛

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

（その5：昭和23年2月～昭和23年10月）

昭和二十三年（一九四八年）	2月8日 持株会社整理委員会、鋳工業部門257社に対し、集中排除法第一次指定。 2月10日 片山内閣総辞職。 2月12日 東京証券協会、株式店頭売買再開を決定。 2月22日 集中排除法、第二次指定——配給・サービス部門68社。	2月8日 松下電器、過度経済力集中排除法の指定を受く（第1次指定）。 ※上記指定に基づき、松下電器は持株会社整理委員会に、26工場中3工場を閉鎖し、残る23工場をラジオ4工場、真空管3工場、電池7工場、電機2工場、電熱3工場、ガラス4工場とし、別に販売関係を加えた7社案とする計画書を提出。但し、同法は逐次緩和され、昭和24年2月18日に解除された。 2月——「PHPのことば その1」として「繁栄の基」を発表。 以降、毎月「PHPのことば」を発表。
	3月10日 芦田均内閣発足（民主・社会・国協の3党連立内閣）。 3月27日 公職適否審査委員会及び公職資格訴願審査委員会廃止の政令公布。	
	4月6日 ドレーパー調査団、工業製品の輸出促進、日本再建4ヵ年計画を発表。 ※4月1日、ソ連、ベルリン封鎖開始。 4月13日 改正証券取引法公布。	
	5月1日 持株会社整理委員会、集中排除法によるA級50社の指定を取消し、B・C級144社の再編成不要を決定。 5月4日 集中排除審査委員会DRB（五人委員会——委員長キャンベル）来日。これにより集排法の適用著しく緩和。 5月18日 ジョンストン・ドレーパー報告書を発表。 ※賠償の大幅緩和、均衡財政の確立、為替レートの設定、鋳工業生産促進、民間貿易拡大などの経済復興計画を勧告。 5月23日 第2次経済情勢報告書（経済白書）発表。副題——本格的再建の年。	
	6月22日 政府、物価改定第1次発表（基礎物資7割値上げ）。 6月23日 昭和電工事件（本文参照）。	
	7月20日 政府、経済安定10原則発表。 7月21日 大蔵省、預金封鎖解除。新円一本化。 7月29日 持株会社整理委員会、銀行・信託会社に集中排除法適用せずと結論。	
	8月17日 GHQ、金融制度の全面的改革に関する覚書を交付。	
	9月11日 集中排除審査委員会DRB（五人委員会）、集排法実施の4原則を提示。 ※適用の大幅緩和——最終的に18社に適用、11社が企業分割実施。	
	10月7日 芦田内閣総辞職（昭和電工事件による引責辞職）。 ※昭和電工事件は、政・官・財界を巻き込み、GHQの内部対立を背景に起きた一大疑獄事件で、政官財界人64人が起訴された。 10月19日 第二次吉田内閣発足。	10月—— この月から給料分割払いとなる（昭和25年6月から正常に戻る）。 10月末 資金状況、最悪の状態に（3億円余の資金不足）。 ※翌24年以降も資金繰りは好転せず、経営再建策断行へ。

辣で、経済科学局の当事者（注・ウエルシュを指す）はしばしば発破をかけられていた模様である」

別の各種史料をもとに補記すると、財閥の徹底解体を最も強く主張したのは、ソ連よりもむしろ英国であった。英国は終始一貫して、①持株会社の解体、②財閥家族の企業支配力排除、③株式所有の分散化という三つの柱からなる財閥解体の徹底実践を強く要求し続けている。これは主として戦前、英国企業の最強のライバルであった三井物産と三菱商事の二社を徹底的に破壊することを狙ったもの。事実、英国の要求どおり、前述のように三井物産は二百二十三社に、三菱商事は百三十九社に解体・分割されているが、この米・英・ソ連・中国の四カ国とは別に、財閥解体にことのほか執着した人物らがいた。

ニュー・デイル左派に属した、GHQ民政局の二人のトップ、民政局長のC・ホイットニー代将と、同局次長のC・L・ケーデマス大佐（前回の小稿参照）の二人である。マッカーサーの側近でもあったこの二人が前出

のミス・ハードレーの背後にいて、経済科学局ウエルシュらに経済民主化政策の一層の強化・拡大を執拗に迫り、圧力をかけていたのである。

松下幸之助への、突然の財閥家族への追加指定が外部者にはまったく見えない、いわゆる「ブラック・ボックス」の中で決定されたゆえんだった。それでもう一つ、見落とせないことがあった。

● GHQに取り入った、新政商の群れ

日本がGHQの初期占領下にあった時期。昭和二十年八月十五日から二十五年末にかけては、社会秩序が極度に混乱した時期でもあった。極度の食糧難、ヤミ経済、悪性インフレ、凶悪犯罪の多発ら。「敗戦国日本」ならではの世相の中にあった。

他方、そうした時代世相の中で暗躍した連中も少なからずいた。

敗戦の、どさくさまぎれにGHQの高官らに取り入って荒稼ぎした、いわゆる新政商群がそれである。『近代日本人物経済史・下』（東洋経済新報社、一九五五年刊）は、多くの

証言をもとに次のように伝えている（括弧内は引用者）。

「敗戦で家を焼かれ、家財を失い、その日の食物に追われた国民がブラックの中でスイートン（注・小麦粉を水でこねて団子にしたものを汁に入れて煮た食べ物。当時、庶民の主食は代用食の一つだった）と、とうもろこしのパンで飢をしのいでいるとき、早くも金儲けをたくらむ人々は餌物を漁っていた。

混乱の下サクサには「一攫千金」のチャンスが転がっていたのである。敗戦とともに開始された軍需物資の隠匿、闇売りで巨富を得た例も枚挙にいとまないが、占領下ではアメリカの権力（注・GHQ）に取り入ることが金儲けのもっとも手っとり早い方法であった」

そして、このあとに「終戦処理費^{*}」（占領軍のための支出（注記）、「兵器処理委員会」（GHQの管理の下で旧日本軍の兵器・軍需品等の処理に携わった。二十年十月設置）、それに政府（芦田内閣）とGHQを舞台にして起きた戦後最大の疑獄事件——「昭和電工事件」

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

（その6：昭和23年11月～昭和24年12月）

(昭和二十三年) (一九四八年)	11月12日	極東国際軍事裁判所、戦犯25被告の有罪を判決（12月23日、東条英樹ら7人の絞首刑を執行）。	11月3日	松下幸之助、P H P 運動2周年記念講演会（於：大阪・聖徳館）。
	12月18日	米政府がマッカーサーに日本経済安定計画（経済安定9原則）の実施を指令。	12月10日	松下幸之助社長、経営再建について社員へ要望書発表。
昭和二十四年（一九四九年）	1月7日	持株会社整理委員会、集排法に基づき王子製紙に3分割の決定指令。	1月8日	松下幸之助社長、経営方針発表会で過去3年間続いた赤字経営解消の決意を表明。全員の努力を要望。
	2月1日	米陸軍長官ロイヤー及びGHQ経済顧問ドッジ公使ら来日。	2月13日	松下幸之助、第1回東京P H P懇談会（於：東京・交詢社）。
	2月16日	第三次吉田内閣発足。	2月18日	松下電器、集排法指定取消し。
	2月18日	持株会社整理委員会、松下電器、三菱電機、日本電気、日本石油に対し、集排法指定取消し。		
	3月7日	ドッジ公使、経済安定の原則に関し声明（竹馬経済からの脱却、インフレの収束等を強調）。		
	3月12日	第三次経済白書発表（副題——経済自立への課題）。		
	4月15日	ドッジ公使、49年度（昭和24年度）予算につき声明——ドッジ・ライン（超均衡予算の実施他。以降、ドッジデフレ＝ドッジ恐慌へ）。	4月——	松下幸之助社長、抜本的な経営建て直し策を発表。
	4月20日	超均衡予算成立。	4月——	企業再建合理化のため、はじめて希望退職者を出す。
	4月23日	GHQ、日本円に対する公式為替レート設定の覚書——1ドル＝360円の単一為替レート。		
	5月10日	シャープ税制使節団来日。	5月14日	松下電器、証券3市場に上場。
	5月12日	米政府、マッカーサーに中間賠償指定施設の取立て中止を指令。	5月	会社再建計画に基づき希望退職者843名、待命退職者267名を出す。
	5月14日	東京・大阪・名古屋の3証券取引所開業。		
	6月1日	日本国有鉄道、日本専売公社発足。		
	6月4日	持株会社整理委員会、三菱重工の3分割を決定。		
	7月1日	国鉄、組合に9万5,085人の人員整理を通告。	7月——	松下電器、機構改革。役員を増員し、専任役員制とする。
	7月5日	東芝、4,600人の人員整理を発表。		
	7月9日	GHQ、電力事業再編成に関する覚書。		
	8月11日	郵政・電通両省、2万6,500人の人員整理を全通労組に通告。	8月——	取締役副社長に松下正治、専務取締役高橋荒太郎。
	8月26日	シャープ税制使節団、第一次税制改革勧告を発表。		
	9月15日	GHQ、シャープ勧告の全文発表。 ※直接税主体の税制、勤労控除の引下げ、地方税拡充強化ほか。		
	12月1日	外国為替・外国貿易管理法公布。		

(前回の小稿参照)に群がって、悪どい稼ぎをした連中の実態を記述している。

※終戦処理費 戦後、日本に駐留した連合軍のための支出。昭和二十一～二十二年度の
場合、国の総支出(一般会計歳出―決算)の
三一・九%～三一・二%。その後も二三%
～二五%台で推移し、国家財政逼迫の最大
原因となった。国家財政はこのため大幅赤
字となり、赤字国債を増発。これが悪性イ
ンフレを発生させた。

終戦処理費は主として占領軍の間接支出
――兵舎・家族住宅、学校、占領軍専用空
港、さらに同ゴルフ場その他の慰安施設の
建設と運営その他に支出されていて、これ
らの受注をめぐってGHQの高官を含む占
領軍関係者と新政商群らの間での醜聞が絶
えなかった。

それで、これらの新政商群らは別に、当時、
GHQと経済人その他の間を取り持つべく動
き、いわゆる対GHQ工作者兼フイクサー的
な役割を果たした男たちもいた。うち、主要人
物の一人、栗栖超夫(くりすけ)の場合をみよう。

●ウラ工作――栗栖超夫の場合

※栗栖超夫は、敗戦直後から日本興業銀行の
総務部長として、また、二十年十二月からは
同行の総務部担当理事としてGHQの高官ら
と深く接触した人物。この人物の回想談が実
に興味深い。

※栗栖超夫 明治二十八年・一八九五年、昭
和四十一年・一九六六年。山口県出身。東
京帝国大学卒業後、当時、国策銀行だった
日本興業銀行に入行。主に証券・外事(渉
外)畑を歩いて総務部長となり、昭和二十
年十二月に興銀理事(総務部担当)に就任。
二十二年に同行総裁となった。

同年四月、第一回参議院議員選挙に出馬し
て当選(緑風会―国民協同党)し、六月、片
山哲内閣の蔵相に就任。続いて二十三年三
月、民主党に転じて芦田均内閣の国務大臣
(経済安定本部総務長官兼物価庁長官)に就任。
芦田首相のブレーンとして強い発言力を有
したが、昭和電工事件に連座(収賄)して
辞任。これが芦田内閣崩壊の発端となった。

栗栖超夫は、まず、GHQ経済科学局の二
代局長となったW・F・マーカットについて
次のように語っている(前掲『財界回想録・
下』――昭和四十年八月六日談より要旨抜粋。
傍点・括弧内は引用者)。

「マーカット少将には、三人の顧問がいた。
まずベーカー代将。この人は私をよく魚釣り
に誘った。それからコーエン(文官)とファ
イン博士(同)。マーカットを説得するには
ファイン氏のOKを取ることが必要だった。
あとの二人にとって経済問題は専門外だか
ら、ちよつと敬意を表したり、沼津に魚釣り
に一緒に行けばよい。

ファイン氏とかみしも脱いで話すときは、
興銀では新聞記者の目につくので、工業倶楽
部(注・日本工業倶楽部。東京駅近く、丸の内)
を選んだ。それも正面玄関から入らず、裏の
入口から入る。(倶楽部の)会議室で彼らと
会って要談をすませたものだ。GHQの連中
と寛いだ気分で話ができる場所は工業倶楽部
だけで、(正規の)会議だけでは話は決まら
ぬし、彼らもまたゆつたりして話をするこ

連合国総司令部(GHQ)の初期占領政策と松下電器

（その7：昭和25年1月～昭和25年12月）

昭和二十五年（一九五〇年）	1月1日	マッカーサー、年頭の辞で「日本国憲法は自衛権否定せず」と言明。	
	1月21日	財閥商号使用禁止令、財閥標章使用禁止令各公布。	
	2月15日	GHQ、官公労ゼネスト中止勧告。 ※2月9日、米でマッカーシー施風（赤狩り）始まる。	
			3月—— 機構大改革——工場別独立採算制で徹底合理化経営へ。事業部制を復活。 ※・第一事業部…ラジオ、通信機、電球、真空管。 ・第二事業部…乾電池、電極、灯器、電熱器。 ・第三事業部…モートル、変圧器、進相用コンデンサー、蓄電池。 ※この時期から、工場設備の更新、近代化を開始。 3月 資本金1億2,000万円となる。
			4月—— 工場の操業短縮を解除。
	6月6日	マッカーサー、共産党中央委員24名の公職追放を指令。	
	6月25日	朝鮮戦争勃発。 ※以降、朝鮮戦争による特殊需要（特需）が日本経済に突発的なブーム（朝鮮特需ブーム）をもたらした。	
	7月8日	マッカーサー、吉田首相宛書簡で、国家警察予備隊（7万5,000人）の創設、海上保安庁の拡充（8,000人増員）を指令。	7月17日 松下幸之助社長、緊急経営方針発表会で経営再建声明。
	7月24日	GHQ、新聞協会代表に共産党員と同調者の追放を勧告（レッドパージ始まる）。	
	8月10日	警察予備隊令公布。	8月—— 「販売会社制度」の採用を決定。
	9月1日	閣議、公務員のレッドパージに関する基本方針を正式決定。	6月～11月 販売急上昇。6～11月の期間販売額17億2,000万円（前期比85%余の上昇）。 ※25年11月期、経常収支、大幅に改善。戦後初の復配を決定。3割配当実施（翌26年5月期、特別配当2割を加え、5割配当）。
	10月13日	政府、解除訴願中の初の公職追放解除（3,250人）。	
	11月24日	電力事業再編成令公布。 ※これによって日本発送電と9配電会社が解散し、全国9電力に。	
	12月13日	地方公務員法公布。	

（注）年表作成に際しては、次の資料を参考にした。

- 1) 矢部洋三ほか編『現代日本経済史年表』（1996年4月、日本経済評論社刊）。
- 2) 岩波書店『近代日本総合年表（第三版）』（1968年11月刊）。
- 3) 松下電器・社史資料No.4、No.11。
- 4) 『松下電器五十年の略史』（1968年刊）。
- 5) 松下電器産業社内新聞。
- 6) 日本経済史研究会編『近代日本人物経済史（下）』（1955年8月、東洋経済新報社刊）。

を好んだ」

続いて、より注目すべきことを二つ話している。まず、そのうちの一つ（要旨抜粋。傍点・括弧内＝引用者）。

「財界の偉い人から私へ依頼があると（注・財閥解体に関係してのアポインティ＝役員非任用の指定——事実上の公職追放＝バージの取り消し依頼他）、それをG H Qへ受け継いだ。ウエルシュを工業倶楽部へ呼んで、話をしたり、三度に一度、土曜日ぐらい彼のところへ肩を叩きに行く。そうすると、ウエルシュは喜んでコーヒーを入れて話に応じてくれた」

● 奇奇怪怪

さらに自ら従事した対G H Qウラ工作で、次のようなやり取りもあったことを明らかにしている（要旨抜粋。傍点・括弧内＝引用者）。

「企業再建整備をやるときに、G H Qのシーブ（注・役職名およびフルネーム不詳）からアメリカのリシーバ制度（注・一九三〇年代に

米政府が行なった企業整備の一つ）をやってみろといわれた。そこで帝国燃料（注・昭和十

三年一月に帝国燃料興業株式会社令——別名・人造石油製造法の公布にもとづいて設立された国策会社。敗戦後に解散）の子会社・宇部人造石油と、朝鮮の事業所をみなくし水俣だけ残った日本窒素（肥料＝前出）の二つについて整備案をもつていったが、よくできているとほめられた。ところで宇部人石の方はすぐに承認をもらえたが、日窒の方は一月、二月経つても（承認を）もらえない。

どういうわけだと尋ねたら、プライベートル・コード（財閥会社事項）にひつかかるのだという。ワシントンの秘密指令だという。『だから、違う会社の（注・日本窒素の身代わりとなる会社のリストと資料）を持ってこい。日窒にはいふなよ』と釘をさされた。内密には言ったが……」

右の回想談のうち、傍点を付した個所に注目したい。

右のやり取りだけでは、その時、G H Qのシーブなる人物と栗栖越夫との間でどのよう

な取り決めがなされたのかはよくわからない。ただ、一つ明白なことがある。

G H Qのシーブなる人物と、栗栖越夫との間で、日本窒素肥料を財閥企業の指定からはずすことが決められ、日本窒素肥料の見返りとして別の会社を新たに追加するという約定＝ウラ協定がなされているのだ。そして現実に、昭和二十一年六月三日に、G H Qが再度発した「十四財閥家族指定」では日本窒素肥料（野口ファミリー）と日本曹達（中野ファミリー）の二社がはずされ、松下幸之助が新たに追加されているのである。

問題は、この奇怪そのものに映る符合が何を物語っているのか、にある。

前述のように、この時期はG H Q内の穏健派、W・C・クレマー大佐（初代・経済科学局長）と、マック・ヘンダーソン（初代・反トラスト・カルテル課長）が転属したあと、二代・経済科学局長のマークット少将以下の、ニュー・デイル左派が台頭していた時期。また、同じくニュー・デイル左派の筆頭であるミス・エレノア・M・ハードレーが財閥指定の範囲拡大を執拗に迫っていた時期

でもあった。

他方、栗栖越夫はミス・ハードレーの背後にいた民政局の二人の実力者、C・ホイットニー代将（民政局長）と、C・L・ケーデイス大佐（同次長）とも深いかわりをもつてもいた。

※注 三者の関係は、栗栖越夫が連座した昭和電工事件（前出。昭和二十三年六月に表面化）で世間の知ることとなった。この事件では検察の追及にもかかわらず、当初、昭和電工への復興金融金庫融資（総額十七億八千万円）のうち、三億五千万円が使途不明のままに終った。しかし裁判を重ねる中で、栗栖越夫とホイットニー代将、ケーデイス大佐との深い関係と、さらに使途不明金の大半がGHQ高官らへの贈賄に充てられていたことが明らかになった。ただ疑惑のマトとなったケーデイス大佐は昭和電工事件が発覚した直後に帰国していて、このあとに軍役に復することはなかった。

当時、事情通の間で栗栖越夫とGHQ高官らの間の醜聞が知る人ぞ知る事実として流布

されていたゆえんだった。それでこの間に、実はもう一つの奇奇怪怪の出来事があった。

●もう一つの疑惑——持株委のトップ交代
昭和二十一（一九四六）年五月、松下幸之助が突然に財閥家族指定される直前のことである。当時、松下幸之助と交遊があったとみられる二人の人物が突如、公職追放となり、すでに活動を開始していた持株会社整理委員会の委員を辞任しているのである。

中根貞彦（元・三和銀行会長）と飯島幡司（元・大阪朝日新聞社出版局長。当時、神戸商大教授で、中根貞彦の友人）の二人である。

※持株会社整理委員会 財閥解体・企業整備問題の所管機関で、半官半民の特殊法人。昭和二十一年四月の持株会社整理委員会令の公布をもって設立が本決まりとなり、それまで財閥解体問題を所管していた大蔵省から業務を引き継いだ。

委員は、日本政府が推薦した六人＝中根貞彦＝初代委員長（前出）、飯島幡司（前出）、大森洪太（前・司法次官）、諸井貫一（秩父セメント常務）、岡田重吉（横浜正銀）、野田岩

次郎（三井物産＝日本綿花、前出）と、GHQが任命した二人＝脇村義太郎（東大教授）と美濃部亮吉（行政管理庁統計管理部長。のちに都知事）の計八人。五月三日に正式に任命され、八月八日の正式発足に向けて活動を開始しているが、その直後に初代委員長の中根貞彦が、続いて中根に代わって急遽、初代委員長に就任することとなった飯島幡司が公職追放となり辞任。代わって笹山忠夫（元・日本興業銀行理事＝前出）が事実上、初代委員長に就任していて、当時、GHQ＝栗栖人事と噂された。

これまた、松下幸之助への突然の財閥家族への追加指定と奇妙ともいえる符合をみているのである。

もつとも、今回、各種の史料をもとに当時の状況を深く調べてみたものの、この時の持株会社整理委員会の突然のトップ交代＝公職追放人事と松下幸之助への突然の財閥家族指定との間に、直接的に結びつくものを発見できなかった。ただ、当時の状況を調べ直していく過程で、いくつかのことを確認でき

た。

再録すると、一つに、松下幸之助がのちに定められた財閥指定基準にさえも該当しないにもかかわらず、突然に財閥家族に追加されていること。二つに、松下幸之助が追加指定されるまでに、G H Q高官と栗栖越夫との間で日本窒素肥料（野口ファミリー）を除外する代わりに別の会社を入れることが約定Ⅱウラ協定されていたこと。三つに、G H Qが日本民主化という旗印の下で発したG H Q指令の中に金銭の授受が伴う、スキャンダルまみれのものが数多く含まれていたこと。いずれも不可解にして、かつ、唾棄すべきものではない。

松下幸之助はそうした状況の中で、いわば嵐の中を突き進む形で戦後の第一歩を踏み出している。

※注 前出・飯島幡司は、公職追放で持株会社整理委員会を辞任したあと、松下幸之助と親交を深め、のちにP H P研究所の創設と初期のP H P運動にも参画。松下幸之助のブレーン役を務めている（次回に詳述）。

Ⅲ P H P理念の誕生

●試験の五年

松下幸之助のよき理解者で、かつ、かけがえのない助言者としての役割をも務めた人物に、丹羽正治（松下電工Ⅱ現・パナソニック電工Ⅱ初代社長。一九二一―一九二九）がいる。その丹羽正治が松下幸之助について語っている言葉が興味深い。松下幸之助はいくつもの、余人にみられない特質を有していたが、なかでも「行動・実践の人」という点で刮目すべきものがあつた、としているのだ。

うち、最も注目される点を整理して抜き出してみよう。次の五つである（以下、『ブレジデント』誌——一九七九年九月号による。括弧内Ⅱ引用者）。

一つ。とにかく、じっとしていない人で、次々と新しい念願（注・ここでは人生の大目標の意）を立て、その念願を達成すべく、常にまっしぐらに突き進んだ。

二つ。いかなる段階でも、ひと休みすると

いうことをしなかった。また、気分転換のため遊ぶということもしなかった。否、考えだにできなかった。

三つ。理想を現実化することへの情熱には桁はずれのものがあつた。凄（い）な、という一言につきる。

四つ。当然、頭脳もおどろくほど柔軟で、知識欲も旺盛そのもの。会議や会合で聞いた話を全部吸収し、それをいろんな場面で使おうと考えていたし、現に活用した。

五つ。（世に多い）いわゆる口先だけの理想家とは大きく異なり、あくまでも実践を第一とする理想家であつた。生涯を通して実践の人であつた。

松下幸之助は、生涯を通して終始、「行動・実践の人」であつたとしているのである。事実、松下幸之助の九十四年の生涯をみると、その通りの歩みがみられる。

その松下幸之助が、である。こともあろうに前述のように昭和二十一年三月から、二十六年三月までの五年の間、G H Qの「七つの凍結・制限令」によって経営者としての活

動を封じられているのだ。この間の、松下幸之助の苦痛と焦燥がどのようなものであったのか、容易に想像できる。しかし「試練の五年」に直面したばかりの時点での松下幸之助は生来の負けず嫌いという性格もあつてか、いうなら「GHQ、何するものぞ」といった言動をみせていて、これまた松下幸之助ならではのものがあつた。

まず、昭和二十一年六月三日に「財閥家族指定」を受けた時のことである。松下幸之助はその直後に発行された、六月二十日付の『松下電器産業社内新聞』(第九号)に、「社主・一日一話——個人の制限を受けて」と題して所感を発表しているのだが、これが興味深い。

●振り出しに戻つての第一歩

冒頭でまず、次のように述べているのである(以下、傍点・ルビ・改行・括弧内は引用者)。

「私事ではあるが、今回財閥家族資産凍結令指令の対象に私も加へられる事になり、家族及び私個人の資産も凍結される事となつた。

制限を受けた事自体は不自由に違ひないが、然し三井三菱等の財閥家族に次ぐものとして私がいれられた事は確かに痛快な事である。

然も制限を受けた十四財閥の内十三家は已に二代三代目の人ばかりで、私だけが初代——創業の主——としてポツダム宣言に基

き財閥解体問題の一端にとりあげられて青史(歴史)に記録せられると云ふ事は、財閥家族に該当するかどうかは別問題として甚だ痛快な事だと思つてゐるのである。

之は決して負け惜みでも何でもなく之がとりも直さず私が日頃念願して来た事業の成功を立証するものであつて、私の人生に一時期を画しピリオドを打つたものと云ふべきであると思つてゐるからである」

そしてこのあと、同じ和歌山出身で一代で財をなした「紀ノ國屋文左衛門」(二六六九—一七三四年)を引き合いに出して自分の歩みを語つたあと、次のように続けている。

「之で私は私なりに第一段の仕事を終へたわけ、双六で云へば上りなのである。

然し私は未だ春秋にとむ年齢(注・一八九四年十一月二十七日生まれで、この時、満五十一歳)であり、先般の会社制限(注・二十一年三月十六日の制限会社令の指定)も個人の活動の面は封じてゐないので意気軒昂として新に第一歩から会社の為に、はた又祖国再建の為に大いに働く積りである(略)。今回の制限を機として再び双六の振出しに戻り、熾烈な意欲のもとに新生松下の発展を期して出発努力してゆき度い」

松下幸之助のきわだった特徴の一つは、次回で詳述するように徹底して未来思考、それも成功追求思考で現実に対処することにある。ゆえに、いかなる苦難に直面してもたじろがず、自らの手で新しい時代を切り拓くべく工夫し、実践していく。

右の発言もまた、そうした松下幸之助ならではのものといえた。ただ、半面で見落としてはならないことがあつた。

右の発言をした時点、つまり昭和二十一年六月下旬の時点では松下幸之助が財閥家族指定という事態の重大さ、深刻さをまだ正しく

理解していなかった、とみられるのだ。また、それゆえに財閥家族指定を痛快な事、さらには松下幸之助の事業の成功を立証するものという、受け取り方もしたということらしい。しかし、その松下幸之助もすぐに財閥家族指定という事態の重大さと深刻さを身をもって知ることになる。結果、松下幸之助は彼自身が口にした「双六の振り出し」に戻っての、それも苛酷きわまる状況から再出発することになったのだが、ここで再度、財閥家族指定ということの中身を確認しておこう。

●苦難の道

再録すると、まず、G H Qのいう財閥家族とはG H Qが「戦争犯罪人」もしくは「最高ノ戦争協力者」と見なして嚴重なる監視下に置いた財閥の家族（ファミリー）のこと。また、財閥家族に指定された人は即、企業経営者のポストから退くこと、さらにその持株を持株会社整理委員会に売却し、大株主としての地位をも退くこととされた。また、その生計費も「賤民以下」に制限され、三ヵ月毎の予算と決算もG H Qによって厳しくチェック

された。他方、私的行動までは制約されなかったものの、公的活動の一切を禁じられた。

松下幸之助もまた同じ状況下に置かれている。そして、それに追い打ちをかける形で、公職追放（G項―a）のほか、計七つの凍結・制限令下に置かれ、行動を封じられたのである。しかも、そうした状況が実に五年もの間、続いたのである。

この間の、松下幸之助の心情察するに余りあるものがあるが、当の松下幸之助はのちにその五年間を振り返ってまず、次のように語っている（松下幸之助著『なぜ』文春文庫、一九七六年刊より抜粋。括弧内＝引用者）。

「……しかし、こうしたわれわれの決意をヨソに、占領政策の全容は次第に明らかになっていった。すなわち、彼ら（注・G H Q）はこの機会に日本の機構を根本的に改めようとはかり、経済の機構もまた一切あげて進駐軍の日本経営の意図に基づいて、再編成されようとしていたのである。

そして矢つぎ早に、いろいろの法令や指令が出て、経済活動を大きく制約することにな

ったが、私の会社もまたこれらの制約を全面的に受け、それから五年ほどの間、私たちは全く苦難の道を歩むことになったのである」

右にいう五年間、昭和二十一年三月から二十六年三月にかけての、「七つの凍結・制限令」下にあった五年間は、松下幸之助によると「生涯、このときほど不本意な、さみしい思いをしたことがない」（『私の履歴書 経済人Ⅰ』日本経済新聞社、一九八〇年刊）という歳月であった。なかでも辛い思いをしたのは二十一年六月三日に財閥家族に指定されたあと、そのことの重大さと深刻さを身をもって知った時期のことであった。

当時、ともに生活していた松下正治（松下電器第二代社長）は、次のように語っている（月刊『経営塾・臨時増刊号』二冊まるごと松下幸之助）一九九四年十二月刊より抜粋。括弧内＝引用者）。

「親父さんがいちばん辛かったのは、戦後、松下電器（注・松下幸之助個人）が財閥指定された時のことだと思います。（中略）この

時ばかりは親父さんも毎日鬱々^{うつづ}として暮らしていました。ですからあまり酒も飲めないのにウイスキーを飲んでいました」

別の証言によると、松下幸之助は好きでもないウイスキーをがぶ呑みする日々であったとされる。これまた、当時の松下幸之助がいかに苦しんでいたかをいまに伝えている。だが、もともと人一倍、強靱^{きうじん}そのものの精神力を有していた松下幸之助である。むろん、いつまでも「ヤケ酒」を手にするはずもなく、やがて新たな第一歩を踏み出している。

●松下幸之助の反撃

まず、その第一歩がGHQに対する松下幸之助ならではの逆攻勢、すなわち強硬そのものの抗議であった。

松下幸之助は、のちに当時を振り返って、まず、次のように語っている（前掲『なぜ』より抜粋。括弧内＝引用者）。

「わずか一年ほどの間に計七つの法令に次々と引っかけってしまった。全く啞然とするば

かりであった。

これというの、当時の松下電器が、小さいながらも子会社をたくさん持つて、一見財閥らしき経営形態をとっていたために、他の財閥と同じように全部の制約を受けてしまったのである。しかし、規模からすれば、松下全部を引つくるめても他の財閥の一子会社にも及ばないほどであった。たとえば当時、三菱財閥の一子会社であった三菱重工業などは、子会社ながらも、松下電器が束になつてかかってもかなわんほどの大きな規模を持っていた。

そんな次第であつたから、これは全く実情を無視した机上の裁定というほかはなかった。しかし、ともかくも松下電器は、ウンザリするほどの法令によって、文字通りガンジガラメにされてしまったのである」

そして次のように続けている。

「こうなつては、満足な生産ができようはずがない。（中略）しかも財閥の指定と公職の追放とで、私は会社に一切関係できず、事業

場に一步も入ることすらゆるされないという状況におかれつつあつた。他の財閥会社の社長であつた人びとが、いち早く辞職してしまつたことを思えば、当然私もここで姿を消さねばならなかつたはずである。

しかし、私は社長をやめなかつた。なぜやめなかつたか。

まず財閥の指定があつた時のことである。この時私が第一に考えたことは、これは事実とちがう、ということであつた。

松下電器は二代、三代とつづいた会社でもなければ、先祖代々、日本の産業を牛耳^{ぎゅうじ}り、財界を動かしてきたというものでもない。私が裸一貫からコツコツ仕事をしてきて、創業ようやく二十数年になつたばかりである。いわば街の電器屋がやや大きくなつたという程度にすぎないのに、三井や三菱、住友などと同列に指定されるというのは、光榮^{こうえい}と云えば光榮みたいな話であるが、これはとんでもない誤りである。

どこでどうまちがつたのか知らんが、進駐軍（注・GHQ）といえども誤りは誤りである。これは断じて訂正せしめる必要がある、

とこのように私は考えたのであった。そこで私は、社長をやめることは二の次として、まず進駐軍のこの誤った判定を正すために、徹底的に抗議することにしたのであった」

●新たな第一歩——PHP研究所の創設

ここで昭和二十一年六月三日に、松下幸之助が「財閥家族指定」を受けた時へと戻ろう。この時、松下幸之助は当初、前述のように大財閥と並んで財閥家族に指定されたことを痛快な事、さらに事業の成功を立証するものという受け取り方をしていた。

他方、のちの回想談にもあるように、財閥家族指定から間もない時点で姿勢を一変し、財閥家族指定をも含むGHQの民主化政策を厳しく批判。さらに理不尽そのものの措置、日本人の尊厳をも否定するかのような不当なる措置として糾弾し、GHQに全面撤回を求めるという行動を開始している。

いずれも当時、危険すぎる行為とされていたものである。なぜなら前回もふれたように、GHQの方針と意向に逆らえば、即、より強硬な報復措置がとられる恐れが多分にあった

からである。にもかかわらず、松下幸之助は平然としてGHQに反抗、さらに財閥家族指定の全面撤回を強く求めているのだが、問題は、なぜ、松下幸之助がそのような直接行動に出たのかである。この間の事情について松下幸之助は何も語っていない。だが、当時の状況を見直すと、疑問も自ずと解ける。それは多分、次の三つのことがあつてのこととみられる。

一つに、GHQの「七つの凍結・制限令」は、日本民主化政策の旗印の下で断行されているものの、その実、真の民主化政策とは大きく異なるものであることが月日の経過とともに明らかにになったこと。

二つに、GHQの高官らの中に民主化政策をタネに、強請りまがいのことをして私腹を肥やす連中が少なからずいることも月日の経過とともに明らかにになったこと。

三つに、やはり月日の経過とともにGHQの高官らに取り入って、同朋の苦しむ様を嘲笑いながら同じく私腹を肥やしていた新政商群の類いがいることも明らかにになったこと。

いずれも「明治生まれの純日本人・松下幸

之助」の目に、亡国の現象と映るものばかりだった。どうにも我慢しかねること、そのまま見逃すわけにいかないこともあった。それでGHQへの反撃を開始した松下幸之助の、次なる行動こそが特筆に値した。

昭和二十一年十一月三日、新憲法が發布された日のことである。松下幸之助は「PHP研究所」を創設。決意も新たに、当時、だれもが考えだにしなかった国家再生のための国民運動を開始しているのである。それは日本精神の再生を図ることで国家再生を成し遂げ、さらに「繁栄によって平和と幸福を実現する」とする、高遠なる「PHP理念」(Peace and Happiness through Prosperity——繁栄によって平和と幸福を)「が誕生した」と、松下幸之助が思想家、それも実践を第一とする「真の思想家」としての第一歩を踏み出したことを世に知らせてもいた。(敬称略)

※次回(第3回)——「初期のPHP運動とその時代」。

(あおの・ぶんさく 経済ジャーナリスト)